

No. 978 (2017.11.7)

米国トランプ政権の税制改革案の概要

はじめに	Ⅲ 評価
Ⅰ 米国におけるこれまでの税制改革の流れ	おわりに
Ⅱ 税制改革案の概要	補論 いわゆる「国境調整税」について
1 連邦個人所得税	
2 連邦法人税	
3 連邦遺産税	

- 米国のトランプ政権による連邦税制改革案の概要が 2017 年 4 月に、議会との調整を経た案が同年 9 月に、それぞれ公表された。トランプ政権は、この改革を通して、経済成長の後押しや雇用の創出、税制の簡素化を目指すとしている。
- 税制改革案は、連邦個人所得税の税率構造の簡素化・税率引下げと同税における各種の減免措置の廃止、連邦法人税率の引下げなどを主な内容としており、課税ベースを広げるとともに税率を引き下げる方向性を持つものと言える。また、いわゆる「国境調整税」の導入は見送られた。
- 本稿では、米国における近年の税制改革に触れつつ、今回のトランプ政権案の内容、及びそれに対する評価を概観する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 せこゆうすけ 瀬古 雄祐

はじめに

米国のドナルド・トランプ (Donald J. Trump) 政権は 2017 年 4 月 26 日に、連邦税制改革案の概要 (以下「4 月案」という。) を公表し¹、同年 9 月 27 日には、政権と下院歳入委員会、上院財政委員会との間で調整された案 (以下「9 月案」という。) が示された²。トランプ政権は、改革案を「1986 年以来最大の」税制改革であり、「米国史上最大の減税の一つ」としており³、経済成長の後押しや雇用の創出、税制の簡素化をこの税制改革の目標としている。この案の連邦税収への影響については、今後 10 年間で 2.4 兆ドルの税収減が見込まれるとの試算もある⁴。

今回の税制改革案は、連邦個人所得税の税率構造の見直しや連邦法人税率の大幅な引下げ等、その大要において 2016 年に連邦議会下院の共和党が公表した税制改革案 (以下「下院共和党案」という。)⁵に類似したものと考えられる。一方、下院共和党案でも提示され、トランプ大統領が就任以前から言及している、いわゆる「国境調整税」⁶の導入は盛り込まれなかった。また、改革案の詳細については現時点では明らかにされておらず、減収分は経済成長等により補填されるとしている⁷。税制改革案については、今後議会における審議が始まるものと予想されるが、「国境調整税」の導入を見送る方針が表明される⁸中で、減税分の代替財源の確保が困難になっているとも報じられている⁹。

本稿では、第 I 章で、米国における近年の税制改革の流れについて概観した上で、第 II 章でトランプ政権による税制改革案の内容を概説し、第 III 章では主に米国内における識者や報道各社等からの評価を紹介する。

* 本稿におけるインターネットへの最終アクセス日は、2017 年 10 月 25 日である。

¹ 税制改革案の公表は、スティーヴン・ムニューシン (Steven Mnuchin) 財務長官及びゲイリー・コーン (Gary Cohn) 国家経済会議委員長の記者会見という形で行われた。会見での両氏の発言や記者団との質疑応答等の詳細は、以下を参照。“Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” April 26, 2017. White House HP <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/04/26/briefing-secretary-treasury-steven-mnuchin-and-director-national>>

² “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” September 27, 2017. U.S. Department of the Treasury HP <<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/Tax-Framework.pdf>>

³ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1) 1986 年には、ロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 政権の下で大規模な税制改革が行われた。この改革の概要については、第 I 章を参照。

⁴ “A Preliminary Analysis of the Unified Framework,” September 29, 2017. Tax Policy Center HP <<http://www.taxpolicycenter.org/publications/preliminary-analysis-unified-framework/full>>

⁵ “A Better Way: Our Vision for a Confident America,” June 24, 2016. A Better Way HP <https://abetterway.speaker.gov/_assets/pdf/ABetterWay-Tax-PolicyPaper.pdf>

⁶ 「「米から輸出」に免税」『日本経済新聞』2017.1.12; 「米「国境税」は法人税か」『毎日新聞』2017.1.13。ただし、トランプ氏は下院共和党案が提示する「国境調整税」について、複雑すぎるとして否定的な見解も示している (Richard Rubin and Peter Nicholas, “Trump Warns On House Tax Plan,” *Wall Street Journal*, January 17, 2017.)。

⁷ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)

⁸ ポール・ライアン (Paul Ryan) 下院議長ら議会指導部とムニューシン財務長官らは、2017 年 7 月 27 日に共同声明を発表し、今般の税制改革での「国境調整税」の導入を見送る方針を表明した。“Joint Statement on Tax Reform,” July 27, 2017. White House HP <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/07/27/joint-statement-tax-reform>>

⁹ 例えば、以下の記事を参照。「トランプ政策、逆風強まる」『日本経済新聞』2017.7.29。

I 米国におけるこれまでの税制改革の流れ

米国では各政権下で、その時々々の経済・財政状況等に応じた税制改革が図られてきている¹⁰。ここでは、税制改革の文脈の中でトランプ政権がしばしば言及するレーガン政権期以降の¹¹、米国における税制改革の流れを概観する（表1を参照。）。

レーガン政権下で行われた1981年の税制改革では、連邦個人所得税率の引下げとともに租税支出¹²の拡充や中小企業の税負担の軽減が図られたが、経済成長率が伸びず、大幅な税収減が生じる結果となった。1986年の税制改革では、個人所得税の税率構造が大幅に簡素化されたほか、法人税率の引下げ、租税支出の整理・縮減が行われた。この改革では、税率の引下げとともに課税ベースの拡大を行うことで、税制をめぐる各種のゆがみの是正とともに経済の効率化を図ることが目指された。財政と国際収支（経常収支）の「双子の赤字」が問題となる中、5年間で税収中立¹³を達成することが目指され、連邦個人所得税及び連邦法人税の減税分は租税支出の縮減等の課税ベース拡大により賄われた。¹⁴

財政再建が課題となった1990年代には、ジョージ・ブッシュ（父）（George H. W. Bush）政権及びウィリアム・クリントン（William J. Clinton）政権の下で個人所得税の最高税率の引上げや歳出の削減等の対策が図られ、1998年度には財政収支は黒字化した。2000年代に入ると、ジョージ・ブッシュ（子）（George W. Bush）政権の下で財政黒字の国民への還元や景気刺激を目的とした減税（いわゆる「ブッシュ減税」）が行われ、個人所得税率の段階的な引下げ等が行われたほか、連邦遺産税について段階的に縮減し廃止することとされ、実際に2010年に廃止された。2009年に成立したバラク・オバマ（Barack Obama）政権下では、ブッシュ（子）政権の減税が見直され、高所得者に対しては減税措置が打ち切られた。また、一度廃止された遺産税の復活（2011年）とその最高税率の引上げ（2013年）が行われた。

以上のような税制改革の経緯を概観すると、一部の例外はあるものの、概して、共和党政権の下では減税、民主党政権の下では増税という流れが見られる。

II 税制改革案の概要

このような税制改革の流れの中で、トランプ政権は「4月案」及び「9月案」（この両者を合わせて、以下「政権案」という。）を打ち出した。その特徴は、①同じく共和党の政権であったレーガン政権により行われ、近年における最も大きく、かつ全面的な税制改革であるとの評

¹⁰ 米国における近年の税制改正の大まかな流れについては、「2 主要先進国における近年の税制改革（1）アメリカ」田原芳幸編著『図説日本の税制 平成28年度版』財経詳報社、2016、pp.276-277を参照。

¹¹ 例えば、“Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)

¹² 租税支出 (tax expenditures) は各種の税負担軽減措置であり、我が国における租税特別措置とおおむね同義である。加藤慶一「アメリカの法人税改革をめぐる議論—税率水準と課税ベースの在り方を中心に—（資料）」『レファレンス』771号、2015.4、pp.72、95-100。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9227947_po_077104.pdf?contentNo=1>

¹³ 一定の期間の税収増の総額と税収減の総額を同額とすることで、差引きの税収が変わらないように設計することを用いる。例えば、「きょうのことば 税収中立」『日本経済新聞』2002.7.27を参照。

¹⁴ レーガン政権下での税制改革については、以下を参照。渋谷博史『現代アメリカ連邦税制史—審議過程と議会資料—』丸善、1995、pp.99-112；森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』日本経済新聞出版社、2015、pp.19-28。

表1 米国における近年の主な税制改革の概要

年	大統領	税制改革の根拠法及びその主な内容	税制改革後の 連邦個人所得 税の税率構造	税制改革後の 連邦法人税の 基本税率
1981年	レーガン (共和党)	1981年経済再建租税法 (Economic Recovery Tax Act of 1981) ＜5年間で約7500億ドルの減収＞ ・個人所得税率の引下げ ・租税支出の拡充 ・中小企業の法人税負担の軽減	14段階 (11～50%)	46%
1986年		1986年税制改革法 (Tax Reform Act of 1986: TRA 1986) ＜5年間で収収中立＞ ・個人所得税の税率構造を15%と28%の2段階に簡素化・ 最高税率の引下げ ・人的控除の引上げ ・法人税の基本税率を34%に引下げ ・租税支出の見直し・縮減	2段階(注) (15%、28%)	34%
1990年	ブッシュ (父) (共和党)	1990年包括財政調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990) ＜5年間で約1500億ドルの増収＞ ・個人所得税の最高税率31%を導入	3段階 (15%、28%、 31%)	
1993年	クリントン (民主党)	1993年包括財政調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993) ＜5年間で約2410億ドルの増収＞ ・個人所得税の税率に36%と39.6%を導入し、高所得者の 負担増を図る ・遺産税の最高税率を50%から55%に引上げ ・法人税の基本税率を35%に引上げ	5段階 (15%、28%、 31%、36%、 39.6%)	
1997年		1997年納税者負担軽減法 (Taxpayer Relief Act of 1997) ＜10年間で約2754億ドルの減収＞ ・児童税額控除を導入 ・長期キャピタルゲインに係る税率の引下げ		
2001年	ブッシュ (子) (共和党)	2001年経済成長及び減税調整法 (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001: EGTRRA 2001) ＜11年間で約1兆3485億ドルの減収＞ (2010年末までの時限措置とされる) ・個人所得税率の段階的引下げ ・遺産税の段階的縮減・廃止 (2010年)	6段階 (10～38.6%)	35%
2003年		2003年雇用及び経済成長減税調整法 (Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003: JGTRRA 2003) ＜11年間で約3497億ドルの減収＞ (時限措置とされる) ・EGTRRA 2001 で定められた個人所得税率の段階的引下 げ等の前倒し施行 ・長期キャピタルゲイン・配当に係る税率の段階的引下げ	6段階 (10～35%)	
2010年	オバマ (民主党)	2010年減税延長・失業保険特例延長・雇用創出法 (Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010) ＜10年間で約8000億ドルの減収＞ ・EGTRRA 2001 及び JGTRRA 2003 による減税措置の2年 間の延長 (2012年末まで) ・2011年に最高税率55%で復活予定であった遺産税につ き、最高税率を35%に引き下げた上で復活とする	6段階 (10～35%)	
2012年		2012年米国納税者負担軽減法 (American Taxpayer Relief Act of 2012) ＜10年間で約3兆9700億ドルの減収＞ ・EGTRRA 2001 及び JGTRRA 2003 による減税措置の恒 久化 (ただし、高所得者に対しては減税を打ち切り) ・遺産税の最高税率35%を40%に引上げ		

(注) 1987年には、経過措置として11～38.5%の5段階の税率構造が適用された。

(出典) 「2 主要先進国における近年の税制改革 (1) アメリカ」田原芳幸編著『図説日本の税制 平成28年度版』財経詳報社、2016、pp.276-277; 財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』各号等を基に筆者作成。

価がなされている¹⁵1986年の税制改革と同様に、連邦個人所得税や連邦法人税の減税を通じて米国経済の拡大を促す、②加えて、個人所得税における税率構造や同税の各種の減免措置の見直し等を通じて税制の簡素化を目指す、というものである。以下では、税目ごとに政権案の内容を概説する。また、本章末尾の表2で、現行税制、下院共和党案、トランプ政権案の比較を示す。

1 連邦個人所得税

(1) 税率構造の簡素化と最高税率の引下げ

現在の米国の連邦個人所得税は、7段階（10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%）の税率構造であり¹⁶、超過累進税率が用いられている¹⁷。これにつき、政権案は最高税率を39.6%から35%に引き下げるとともに、税率構造を12%、25%、35%の3段階に簡素化としている¹⁸。

一般に、個人所得課税の税率の引下げは、各世帯の可処分所得を増加させ消費を促す効果があると考えられることから、政権案は経済活性化策と捉えることができる。また、税率構造の簡素化は、税務申告に係る納税者・税務当局双方の事務負担の軽減につながり得る。ただし、各税率に対応する所得区分（ブラケット）等についての詳細は示されておらず、減（増）税となる世帯数等の詳細は明らかではない。

(2) 標準控除の控除額の引上げ

標準控除（standard deduction）とは、単身者や夫婦世帯等の納税者の申告ステータス¹⁹に応じて、法であらかじめ決められている一定額を所得から控除する制度で、概算控除としての機能を有している²⁰。政権案はこの標準控除につき、控除額を現在の2倍に増額し、例えば、夫婦合算申告の場合は2万4000ドルに引き上げるとしている²¹。また、子の養育世帯を対象に税負担を軽減する児童税額控除（Child Tax Credit）の拡充を行うとしている²²。

標準控除の額の引上げは、これと選択的に利用可能であるがより煩雑な手続を要する項目別控除（itemized deductions）²³の利用者を減少させることにつながることから、手続面における

¹⁵ 例えば、Mark J. Mazur, “Comprehensive Tax Reform: Prospects and Challenges,” July 18, 2017. Tax Policy Center HP <<http://www.taxpolicycenter.org/publications/comprehensive-tax-reform/full>> を参照。なお、トランプ大統領は、1986年の税制改革を「直近の大規模な税制改革（our last major tax rewrite）」であると評価している（“Remarks by President Trump on Tax Reform,” August 30, 2017. White House HP <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/08/30/remarks-president-trump-tax-reform-springfield-mo>>）。

¹⁶ 「主要国の所得税率の推移」財務省 HP <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/234.htm> なお、我が国における現行の所得税は、最低税率が5%、最高税率が45%であり、7段階の税率構造となっている。

¹⁷ 超過累進税率とは、所得の増加に応じて所得の高い部分に適用する税率を累進的に高めていく課税方式をいう。

¹⁸ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.4. なお、「4月案」では10%、25%、35%の税率構造とする方針が示されていた（“Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)）。

¹⁹ 米国では、確定申告時に納税者は単身者、夫婦合算申告、夫婦個別申告等のいずれかの申告ステータスを選択し、それぞれ定められた方式により納税額を算出する。

²⁰ 伊藤公哉『アメリカ連邦税法—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで— 第6版』中央経済社、2017、pp.277-278。

²¹ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.4.

²² *ibid.*, p.5. 児童税額控除については、鎌倉治子「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置—所得課税に関連して—」『レファレンス』795号、2017.4、pp.108-109。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10337842_po_079505.pdf?contentNo=1> を参照。なお、同制度では、控除額が税額を超える部分については給付が行われる。

²³ 項目別控除とは、医療費や諸税（州等の財産税・所得税等）、慈善寄附金等の一定の項目に該当する支出（の一部）

税制の簡素化の一環として捉えられている²⁴。

(3) 代替ミニマム税の廃止

米国の所得税制では、納税者が各種の租税支出を巧みに利用し税額を低く抑えることを防ぐための仕組みとして、代替ミニマム税 (alternative minimum tax: AMT) が設けられている²⁵。この仕組みの下、納税者は原則として、通常の方法での税額の計算とは別に、特別な計算方法による税額の算出を行い²⁶、これが通常の方法で算出された税額を超過した場合、超過部分を代替ミニマム税として納税することが必要となる。

政権は、この代替ミニマム税が「多大な煩雑さと負担を生み出す」としており²⁷、手続面における税制の簡素化、及び負担の軽減の観点からこれを廃止するとしている²⁸。過度の節税を抑制する同制度の廃止が、一部の高所得者による節税をかえって助長する可能性も否定できないと考えられる²⁹。

(4) 純投資所得税 (医療保険税) の廃止

オバマ政権下で成立した 2010 年医療保険改革法 (Patient Protection and Affordable Care Act) ³⁰の修正のための財政調整法の形式による立法³¹に基づき、2013 年以降、高所得者に対しては、所得のうち一定額を超える部分³²又は純投資所得 (利子、配当、賃料、キャピタルゲイン等の投資所得から損失等を控除したもの。) のいずれか小さい方の額に対して税率を 3.8%とする純投資所得税 (Net Investment Income Tax. 「医療保険税」とも訳される。) が課されており、その税収はいわゆる「オバマケア」の財源の一部と位置付けられている。

「4 月案」は、この純投資所得税を廃止するとしている。トランプ政権は、投資が経済成長をもたらす最大の要因であるとしており、この税が「投資所得及び小規模経営者への直接的な

につき認められる控除であり、標準控除との選択が認められている。納税者は一般に、より控除額が大きい方を選択する。伊藤 前掲注(20), pp.277, 280-318 を参照。

²⁴ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1).

²⁵ 伊藤 前掲注(20), pp.356-367. なお、代替ミニマム税は法人に対しても設けられており、これに関しては、加藤 前掲注(12), p.73 に詳しい。

²⁶ ここにおいて算出される税額は、試算税額 (tentative minimum tax) と呼ばれる。伊藤 同上, pp.356-358.

²⁷ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1).

²⁸ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.5. なお、「9 月案」は法人に対する代替ミニマム税についても廃止する方針を示している (*ibid.*, p.7.)。

²⁹ Neil Irwin, “Who Wins, Who Loses In Details Of the Plan,” *New York Times*, April 27, 2017 は、資本家として知られるトランプ大統領自身が代替ミニマム税の廃止により恩恵を受けることを示唆している。

³⁰ P.L.111-148, 124 Stat. 119. この法律の審議経過等については、廣瀬淳子「【アメリカ】医療保険改革法成立」『外国の立法』No.243-1, 2010.4, pp.2-3. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050471_po_02430101.pdf?contentNo=1>

³¹ Health Care and Education Reconciliation Act, P.L.111-152. 124 Stat. 1029. これについては、城田郁子「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』No.696, 2010.4, p.3. <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info.ndljp/pid/8430893/www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g696/NDL_WA_po_696_a.pdf> を参照。財政調整法については、第三章で説明する。

³² 具体的には、例えば独身者の場合は年間 20 万ドル、夫婦合算申告の場合は年間 25 万ドルを超える調整総所得 (総所得から個人事業主の事業経費や賃貸収入・使用料 (ロイヤルティ) 収入に係る経費等を控除したものを指す。伊藤 前掲注(20), pp.40-41, 240-252 を参照。) をいう。阿部敦壽「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』No.735, 2013.7, p.4. <http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g735/735_a.pdf> なお、ここでは「医療保険税」の訳が用いられている。

打撃となっている」と批判している³³。純投資所得税を廃止することで投資を促進し、経済成長につながる狙いがあるものと考えられる。

(5) 連邦個人所得税における各種の減免措置の廃止

政権案は、住宅ローン支払利子控除及び寄附金控除については現行制度を維持するとしているが³⁴、それ以外の連邦個人所得税における各種の減免措置については、高所得者にとって有利になるとして廃止する方針としている³⁵。廃止するとされた措置の中には、例えば州の財産税や所得税等の地方税額を連邦個人所得税額の算定において課税ベースとしての所得から控除する措置なども含まれている³⁶。これらの措置を廃止した場合、税収の増加や、税制の大幅な簡素化による事務負担等の軽減につながり得る一方で、従来これらの措置の適用を受けてきた納税者にとって負担の大幅な増加も懸念される。

2 連邦法人税

(1) 連邦法人税の基本税率の20%への引下げ

米国の連邦法人税の基本税率は、現行では35%とされている³⁷。法人にはこれに加えてほとんどの州で州法人税が課されるなど、法人所得に課される税負担が高いことが問題とされている³⁸。

政権案は、連邦法人税の基本税率を20%に引き下げるとしている³⁹。なお、パス・スルー事業体を通して個人が得る所得については、現行税制では個人所得税の課税対象とされているが、政権案はこれに対して適用される税率の上限を25%としている⁴⁰。

³³ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1) 会見では、経済成長を誘引する支出に対して税負担を課すことに否定的な見解が表明されている。

³⁴ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.5.

³⁵ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)

³⁶ この措置は、項目別控除（前掲注(23)を参照。）を選択した納税者が用いることができる（伊藤 前掲注(20), pp. 285-289を参照。）。この措置による減税額は年間1000億ドルに上るとされる。“Trump’s Blue State Revival Plan,” *Wall Street Journal*, June 3-4, 2017.

³⁷ 米国の連邦法人税では、税率が累進構造になっている。基本税率35%のほかに15%、25%、34%の軽減税率が設けられており、課税所得が増えるにつれて、所得の高い部分に対し、累進的に高い税率が適用される。

³⁸ 近年、各国において法人税率を引き下げる動きが見られる中、米国の法人税の基本税率は1993年以来変更がなされておらず、国際競争において米国企業は不利な立場にあるとして懸念されている。例えばカリフォルニア州の場合、連邦法人税に加え州の法人税（法定税率は8.84%）が課され、法人の所得に対して課される実質的な租税負担の割合（法人実効税率）は40.75%と主要国でも最高水準にある。田原編著 前掲注(10), pp.302-303を参照。

³⁹ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.7. なお、「4月案」では15%に引き下げる方針が示されていた（“Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)）。

⁴⁰ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.7. パス・スルー事業体とは、税法上、法人所得課税の対象とはならず、その構成員が受け取った所得に応じて個々に個人所得税の課税がなされる事業体を指し、パートナーシップ、「S法人」、個人事業主等がそれに該当する。パートナーシップは、制度上所有（株主）と経営（経営者）の分離が一般的である株式会社とは異なり、構成員であるパートナーがパートナーシップの所有と経営を行い、無限責任を負うという事業形態を指す。「S法人」は、株主が米国内に居住する個人等でその数が100人以内である等の要件を満たした小規模の事業法人で、法人所得税が課されない扱いを認められた法人を指す（内国歳入法典第S節の特別な規定が適用されることからこの名称で呼ばれる。）。実際には、「S法人」に会社法上及び外見上、一般的な株式会社との相違はない。パートナーシップ及び「S法人」については、伊藤 前掲注(20), pp.449-533; 加藤 前掲注(12), p.73を参照。なお、「4月案」では税率15%を適用する方針が示されていた（“Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)）。

(2) 国外所得免除方式への転換等

一般に、国境を越えた事業を展開する多国籍企業等については、同一の所得に対して複数の国から課税されるという事態が生じやすいと考えられる。法人に対するこうした国際的な二重課税を防ぐための枠組みとしては、①内国法人が国内外で発生させた全ての所得に対して課税（全世界所得課税）を行うものの、外国で課税された分を税額から控除する外国税額控除方式、②国内で発生した所得のみに課税（国内源泉所得課税）を行い、国外で生じた所得については課税を免除する国外所得免除方式の二つの方式がある。今日では、外国子会社から本国の親会社への配当に対して本国が課税を行わないケースが増えており、国外所得免除方式への移行が世界的な潮流であると指摘されている⁴¹。

米国は外国税額控除方式を採用しており⁴²、米国企業の外国子会社が所得を配当として米国に還流させると、米国の連邦法人税が課される⁴³。これについて、米国を本拠地とする企業の側には、国際競争において不利になることへの懸念があった⁴⁴。また、この課税を回避するため、大企業を中心に米国外への所得の留保が行われていると指摘されており、国外に留保された所得は、米企業全体で2兆ドルを越すとの見方もある⁴⁵。

そうした中、政権案では、現行の外国税額控除方式から、国内で得られた所得のみに課税を行う国外所得免除方式に移行する方針が示されている⁴⁶。また、企業が節税等の目的で一時的にため込んだ国外留保所得に対しては、米国が1回のみ課税を行う枠組みを導入する方針が示されている⁴⁷。ただし、課税の具体的な方法やタイミング、税率については明確にされていない⁴⁸。こうした措置には、国外留保所得の米国内への還流と国内での投資を促し、ひいては、雇用創出につなげる狙いがある。

3 連邦遺産税

米国では、我が国の相続税に相当する連邦遺産税（estate tax）が設けられている⁴⁹。現行の連邦遺産税は、最低税率を18%、最高税率を40%とした、12段階の税率構造である。基礎控除額

⁴¹ 例えば、緒方健太郎「国際課税 BEPS 最終報告書について」『租税研究』798号、2016.4、p.260を参照。

⁴² 加藤 前掲注(12)、pp.73-75を参照。

⁴³ 例えば、「動くトランプ税制（中） 法人税15% 試練の道」『日本経済新聞』2017.6.2を参照。

⁴⁴ 「米、法人税15%に下げ」『日本経済新聞』2017.4.27、夕刊。

⁴⁵ 『日本経済新聞』前掲注(43)

⁴⁶ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.9; “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1) ただし、国外所得免除方式への移行は米国企業の外国子会社への課税権を放棄することとなるため、税収確保が困難になるとの見方がある。関口智「経済教室 米税制改革の行方（上） 国家分断是正の理念 欠如」『日本経済新聞』2017.5.31を参照。

⁴⁷ *ibid.*

⁴⁸ これについて、下院共和党案では、国外留保所得に係る連邦法人税の税率は、それが現金等の形態を取っている場合に8.75%、その他の場合には3.5%とされている。“A Better Way: Our Vision for a Confident America,” *op.cit.*(5), p.28.

⁴⁹ 政権案は、この税目について「死亡税（death tax）」という語を用いている（“Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.6; “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)）。なお、米国の連邦遺産税が、遺産総額に対して直接課税される（実際には被相続人に代わり遺言執行人や遺産管理人が納税義務を負う）方式（遺産課税方式）であるのに対し、我が国の相続税は、遺産総額等を基に税額を算定した上で、実際の相続割合に応じて各相続人の納付税額を算定する（相続人等が納税義務を負う）方式（法定相続分課税方式）であるという点において、両国の相続税制の間には仕組みの違いがある。

は 549 万ドル⁵⁰と我が国の相続税における基礎控除額と比べて極めて高く設定されており⁵¹、納税者は一部の富裕層に限られているほか、配偶者への相続分については免税とされる。⁵²

政権案はこの税を廃止するとしている⁵³。遺産税について、トランプ政権は、小規模経営者等が過大な負担を課されるおそれがある不公平な税であるとしている⁵⁴。一方、同税の廃止は課税ベースの拡大を志向する政権案の基本的な方向性に逆行する面も否めず、富裕層に対する減税と捉えられる可能性も考えられる。

なお、I 章で述べたとおり、遺産税については、過去にも一旦廃止され、再び設けられることとなった経緯がある。ブッシュ（子）政権下において議会で成立した税制改正法に基づき 2010 年に一時廃止されたが、その後のオバマ政権下で 2011 年に復活し、2013 年には最高税率が引き上げられた⁵⁵。

表 2 現行税制、下院共和党案、政権案の主な内容の比較

	現行税制	下院共和党案	政権案（「9月案」）
連邦個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> 税率構造は 7 段階（10～39.6%） 各種の税の減免措置が存在 税額算定において代替ミニマム税の計算が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 税率構造は 3 段階（12%、25%、33%） 税の減免措置の大半を廃止 代替ミニマム税を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 税率構造は 3 段階（12%、25%、35%）^{（注1）} 税の減免措置の大半を廃止 代替ミニマム税を廃止
連邦法人税の基本税率	35%	20%に引下げ	20%に引下げ ^{（注2）}
いわゆる「国境調整税」	存在せず	導入	言及なし
国際課税原則	外国税額控除方式	国外所得免除方式に移行	国外所得免除方式に移行
国外留保所得に対する課税	米国内に還流されない限り、原則非課税	1 回のみ課税（税率は、現金等 8.75%、その他 3.5%）	1 回のみ課税（税率については言及なし）
連邦遺産税	存在する	廃止	廃止

（注 1）連邦個人所得税の税率構造について、「4 月案」では 10%、25%、35%とする方針が示されていた。

（注 2）連邦法人税の基本税率について、「4 月案」では 15%に引き下げる方針が示されていた。

（出典）『図説日本の税制 平成 28 年度版』財経詳報社、2016、pp.275-277、310-313; “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” September 27, 2017. U.S. Department of the Treasury HP <<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/Tax-Framework.pdf>>; “A Better Way: Our Vision for a Confident America,” June 24 2016. A Better Way HP <https://abetterway.speaker.gov/_assets/pdf/ABetterWay-Tax-PolicyPaper.pdf> 等を基に筆者作成。

III 評価

トランプ政権案に対しては、米国内外の有識者や報道各社等から、様々な評価がなされている。ここでは、主に米国内での評価や反応を中心に紹介する。

⁵⁰ 2017 年に適用される基礎控除額であり、日本円にして約 6 億 939 万円に相当する。なお、ここでは「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成 29 年 11 月中において適用）」2017.10.20. 日本銀行 HP <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju1711.htm/> に基づき、1 ドル=111 円として換算した。

⁵¹ 我が国の現行の税制では、基礎控除額は「3000 万円+600 万円×法定相続人数」によって算出され、例えば法定相続人が配偶者と子 2 人である場合には 4800 万円となる。

⁵² 田原編著 前掲注(10)、pp.310-313。なお、米国の遺産税では、過去からの全ての贈与額を累積的に合算して税額が算出される。

⁵³ “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(2), p.6.

⁵⁴ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)

⁵⁵ 最高税率が 35%、基礎控除額が 500 万ドルであったところ、2013 年には、基礎控除額については変更せず、最高税率が 40%に引き上げられた。阿部 前掲注(32)

改革案全般をめぐっては、「野心的であり必要とされる経済の軌道修正」であり、経済への好影響が期待できると積極的に評価する見解⁵⁶がある。その一方で、個人所得税の最高税率の引下げや連邦遺産税の廃止により、富裕層に対して多額の減税を与えることになるとの指摘⁵⁷や、富裕層を中心とした租税回避を助長しかねないとの懸念も示されている⁵⁸。「4月案」において改革の大枠のみが示されたことについては、大統領が就任後100日を経過する前に自らの政策の立案を急いだため、具体的な財源を示すに至らなかったと指摘する向きがある⁵⁹。また、政権案への反応について、議論の進展が遅いこと、一部の政権・議会関係者による議論の成果が具体的な案となって現れてこなかったことを批判する論調も見られる⁶⁰。

連邦個人所得税をめぐる改革案については、新たな税率に対応する所得水準（ブラケット）等が示されていないため、税負担の変動が明らかでないとの批判がなされている⁶¹。また、各種控除の廃止により、一部の中間層の納税者にとっての利益は乏しいとの見方が示されている⁶²。個人所得税における各種減免措置の廃止の一環として挙げられている、地方税額を所得から控除できる措置の廃止については、共和・民主両党の議員のほか報道各社や有識者等から、連邦個人所得税改革における重要な論点として受け止められているように見受けられる。州により税制が大きく異なる米国において、この控除をめぐっては、税率の高い州に居住する納税者にとっての連邦個人所得税の負担が抑えられる一方で、税率の低い州に居住する納税者が連邦レベルでの減収分の補填をさせられているとの指摘があり⁶³、このような問題意識から控除の廃止を支持する論調が見られる⁶⁴。これに対し、こうした控除の廃止は中間層の世帯にとって打撃となるとして、反対する声も少なくないと報じられている⁶⁵。

連邦法人税率の引下げについては、今般の税制改革の中心的な論点の一つとされている⁶⁶。

⁵⁶ “Trump’s Tax Principles,” *Wall Street Journal*, April 27, 2017; Edward P. Lazear, “Trump’s Tax Plan Would Spur Growth,” *Wall Street Journal*, May 8, 2017.

⁵⁷ Max Ehrenfreund, “Tax proposal is about middle-income relief? Not from what we’ve seen so far,” *Washington Post*, April 28, 2017. また、William G. Gale *et al.*, “Cutting Taxes and Making Future Americans Pay for It: How Trump’s Tax Cuts Could Hurt Many Households,” August 15, 2017, p.6. Tax Policy Center HP <<http://www.taxpolicycenter.org/publications/cutting-taxes-and-making-future-americans-pay-it-how-trumps-tax-cuts-could-hurt-many/full>> は、4月案について、所得階層の下位5分の3の世帯は減税総額の9%の恩恵を受けるにとどまる一方、所得の上位1%の世帯が減税の恩恵の約半分を、所得の上位0.1%の世帯が減税の4分の1超の恩恵を、それぞれ享受することになる可能性を指摘している。

⁵⁸ Kate Kelly and Alan Rappeport, “Trump’s Tax Cut Could Lead to Broad Avoidance,” *New York Times*, May 10, 2017.

⁵⁹ Julie Hirschfeld Davis and Alan Rappeport, “Tax Overhaul Would Aid Wealthiest: Radical Revision of Code, on a Single Page,” *New York Times*, April 27, 2017. 同記事はその上で、改革案を「案というよりは欲しいものリスト (a wish list) である」と厳しく指摘している。

⁶⁰ 例えば、Richard Rubin, “GOP Bid To Rewrite Tax Code Falters,” *Wall Street Journal*, May 30, 2017; Kenneth R. Harney, “Real estate tax breaks look secure, despite calls for change,” *Washington Post*, *Real Estate*, July 15, 2017.

⁶¹ Richard Rubin, “Trump’s Tax Plan Is a Mystery for the Middle Class,” *Wall Street Journal*, May 11, 2017; Damian Paletta, “Trump goes big on tax revamp,” *Washington Post*, April 27, 2017.

⁶² “Mr. Trump’s Comic Tax Plan,” *New York Times*, April 27, 2017.

⁶³ Lazear, *op.cit.*(56) 税率の高い州としてニューヨーク州やカリフォルニア州等が、税率の低い州としてフロリダ州やテキサス州が挙げられる (*ibid.*)。

⁶⁴ “Trump’s Blue State Revival Plan,” *op.cit.*(36) 同記事は、地方税の控除の廃止は州税の税率引下げへのインセンティブとなるとしている。このほか、Arthur Laffer and Stephen Moore, “Governors and Mayors Should Be Begging for Trump’s Tax Cut,” *Wall Street Journal*, July 14, 2017 を参照。

⁶⁵ Richard Rubin, “Next Tax Battle: Axing a Blue-State Favorite,” *Wall Street Journal*, April 28, 2017. ちなみに、この控除の廃止による税負担の増加額が大きい州には民主党の支持率の高い地域が多いとの指摘も見られる (*ibid.*)。

⁶⁶ 「4月案」では連邦法人税の基本税率を15%に引き下げの方針が示されたものの、「9月案」では20%への引下げとされた。なお、トランプ大統領は15%への引下げが理想的であるとの見解を繰り返し表明していた (“Remarks

現行の法人税制が米国を国際競争において不利な立場に立たせているとする認識は有識者等の間で共有されていると報じられているものの⁶⁷、税率の大幅な引下げが有効であるのかどうかという点においては賛否が分かれている。法人税率の引下げは必ずしも経済成長に結び付くとは限らないとして税率引下げに慎重な主張が見られる一方で⁶⁸、低い法人税率には少なくとも経済成長を支える効果はあり、どちらかといえば肯定的に捉える見解も見られる⁶⁹。

政権案は、大幅な減税を行いつつ、減収分は経済成長や各種控除の縮減、「税の抜け穴 (loophole)」の防止により補填が可能であるとの立場を示している⁷⁰。また、法人税率の引下げが求められる中で、税収中立にこだわるべきではなく、税収の減少にはむしろ歳出減による対応を図るべきであるとの見解も示されている⁷¹。これに対して、「国境調整税」の導入見送りにより財源の確保がより困難となる中、減税幅を縮小すべきであり、とりわけ法人税率の引下げ幅を見直して 25%程度への引下げにとどめるべきとする見解⁷²や、1986 年のレーガン政権による税制改革と同様に、税収中立を目指すべきであるとの主張が見られる⁷³。本稿の冒頭でも紹介したとおり、今後 10 年間で 2.4 兆ドルの減収が予想されるとの試算が一部機関から示されている⁷⁴ほか、大規模な減税が債務の大幅な増大を招きかねないとの懸念が多数示されている⁷⁵。

米国上院における審議では、長時間にわたる演説等による議事妨害 (フィリバスター) が可能であり、これを終了させるためには 60 票以上の同意が必要とされている⁷⁶。そのため、政権案に示された税制改革を実施するための法案の議決には、実質的に 60 票の賛成票を要することになるが、現状では困難であるとの見方がある⁷⁷。代替措置として、政権案に沿った税制改正法案について、単純過半数での議決が可能とされる「財政調整法」の形式での成立が図られ、結果的に税制改革が 10 年間の時限措置となる可能性も指摘されている⁷⁸ものの、経済成長を促すという観点からは飽くまで恒久措置とするのが望ましいとの見解も示されている⁷⁹。

by President Trump on Tax Reform,” *op.cit.*(15)。

⁶⁷ Patricia Cohen and Nelson D. Schwartz, “In Proposed Tax Cuts, Economists See Little Magic That Would Promote Growth,” *New York Times*, May 24, 2017.

⁶⁸ 例えば、Binyamin Appelbaum, “Economists Skeptical of Trump Tax Plan,” *New York Times; Business Day*, May 13, 2017 を参照。

⁶⁹ Sarah H. Ketterer, “America Once Led the World on Tax Reform,” *Wall Street Journal*, July 6, 2017.

⁷⁰ “Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” *op.cit.*(1)

⁷¹ Lazear, *op.cit.*(56)

⁷² “The news on tax reform,” *Washington Post*, July 28, 2017; Rubin, *op.cit.*(60)

⁷³ N. Gregory Mankiw, “Cut Taxes, Sure. But Remember the Budget Deficit,” *New York Times; Sunday Business*, June 4, 2017.

⁷⁴ “A Preliminary Analysis of the Unified Framework,” *op.cit.*(4)

⁷⁵ 例えば、Max Ehrenfreund “‘Not in pays-for-itself territory,’ one economist says,” *Washington Post*, April 27, 2017.

⁷⁶ 廣瀬淳子『アメリカ連邦議会—世界最強議会の政策形成と政策実現—』公人社, 2004, p.97 を参照。

⁷⁷ 上院での共和党の現有議席は 52 議席であり、法案の議決には民主党の協力を得ることが必要になると考えられる。雨宮愛知「米税制改革案、焦点の法人税減税が実現する可能性は乏しく」『金融財政事情』68(39), 2017.10.16, pp. 32-33.

⁷⁸ Nick Timiraos and Richard Rubin, “Trump, GOP Face Big Questions on Taxes,” *Wall Street Journal*, April 28, 2017; Rubin, *op.cit.*(60). 財政調整法であれば、10 年経過後に当該改正が赤字を増大させる場合には失効するものとされている (例えば、同上を参照。)

⁷⁹ Alan Cole, “Why Temporary Corporate Income Tax Cuts Won’t Generate Much Growth,” June 12, 2017, Tax Foundation HP <<https://taxfoundation.org/temporary-tax-cuts-corporate/>>; “Tax Reform Principles,” *Wall Street Journal*, July 27, 2017.

おわりに

トランプ政権により示された税制改革案には、租税支出の縮減等により課税ベースの拡大を図りつつ、税率を低く抑えるという特徴が見て取れる。このような方向性はレーガン政権下での1986年の税制改革でも重視されていたものであり、税制のゆがみをなくすことと経済活性化を同時に達成できるものとして肯定的に評価する向きがある⁸⁰。個人所得課税における累進性の強化等を通じた所得再分配効果の向上や、各種優遇税制を用いた産業振興とは、正反対の方向性を持った税制改革の考え方であると言える。広い課税ベースと低い税率を基調とした税体系の有効性や妥当性は、我が国の税制の在り方を考えるに当たり、重要な視点の一つとなろう。また、経済成長を後押しする税制の構築という課題は、我が国にも共通している。政権案に示された税制がこの目標を達成する上で有効であるのか、その実現と成否は我が国税制にとっても一つの参考となり得るであろう。

いわゆる「オバマケア」の見直しをめぐる議会の審議等の影響から、税制改革をめぐる審議も後ろ倒しになっているようである。今後、より具体的かつ詳細な税制改革案が示され、議会での審議が始まると予想される中、引き続き、米国における税制改革の動向を注視するべきであろう。

補論 いわゆる「国境調整税」について

トランプ大統領は、就任以前から、米国の国際競争力が阻害されないよう「国境調整税」を導入する考えを示していた。トランプ大統領のこれまでの発言等からその具体的な内容は必ずしも明らかではないものの、これに類似した枠組みとして識者の間で引き合いに出されているのが、下院共和党案に示された「仕向地主義キャッシュフロー法人税（Destination Based Cash Flow Tax: DBCFT）⁸¹である。

DBCFTは、法人税の課税ベースとして所得ではなくキャッシュフローを用いる（キャッシュフロー法人税）⁸²という要素と、法人税を仕向地主義⁸³で課税するという要素から成り立つ⁸⁴。

⁸⁰ 森信 前掲注(14), p.27. 森信氏は1986年の税制改革を引き合いに出しつつ、この方向性を積極的に評価している。

⁸¹ この税制の詳細については、鈴木将覚「法人税の「国境調整」とは何か?」『租税研究』814号, 2017.8, pp.11-28に詳しい。また、同「「抜本的な」税制改革の議論—消費課税への移行と資本課税改革—」『みずほ総研論集』2008年I号, 2008, pp.14-18. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/argument/mron0801-3.pdf>> も参照。

⁸² 一般に、財やサービスの販売はキャッシュ（現金）の流入と考えることができ、原材料の仕入れや賃金の支払、資産の購入等は、キャッシュの流出と考えることができる。この前提の下、法人税の課税ベースとして、現行のような所得ではなく、キャッシュの流入から流出を差し引いたもの（キャッシュフロー）を用いるというのがキャッシュフロー法人税である。加藤 前掲注(12), p.79を参照。

⁸³ 一般に国境を越えた商品に対する課税については、消費地に関わりなく国内で生産された全ての商品に対して課税する原産地主義と、原産地に関わらず国内で消費される全ての商品に対して課税する仕向地主義の二つの方式がある。例えば、付加価値税（我が国の消費税を含む。）は仕向地主義による課税である。これらの二つの方式については、深澤映司「地方消費税を巡る税率設定の自由化に伴う経済的影響—クロスボーダー・ショッピングと租税競争の観点から—」『レファレンス』759号, 2014.4, pp.25-27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8620006_po_075902.pdf?contentNo=1> を参照。

⁸⁴ DBCFTの課税ベースは、キャッシュフロー法人税の課税ベース（「資本所得」－「投資」）に国境調整に対応した金額（「輸入」－「輸出」）を加えたものであり、以下のように表すことができる。

「DBCFTの課税ベース」＝「資本所得」－「投資」＋「輸入」－「輸出」

この DBCFT の枠組みには、所得を課税ベースとし源泉地主義課税⁸⁵の方式を採る従来の法人税に比べ、幾つかの特徴がある。「国境調整税」との関連では、上で述べた二つの要素のうち、仕向地主義による法人課税という要素が重要であり、これに関しては二つの特徴が挙げられる。⁸⁶

その一つは、租税回避に対する抑止効果が期待できることである。現行税制の下では、企業が低税率国に子会社を設立した上で、当該子会社との取引に係る価格（移転価格）を操作することにより、親会社の所得を圧縮し、税額を低く抑えるという手法を採用し得る。例えば、低税率国にある子会社からの仕入れ価格を高く設定することで、親会社の利益を減らし、低税率国の子会社に利益を残すことが可能である。仕向地主義への転換により、外国子会社からの仕入れは輸入とされ、その費用は課税ベースから控除されない⁸⁷。そのため、こうした移転価格の操作による租税回避を行う意味がなくなると考えられる。

もう一つは、租税競争が抑制される可能性が大きいことである。仮に DBCFT が世界規模で導入されれば、企業の法人税負担は、財・サービスの最終消費地国の法人税率に左右され、その企業が立地し生産を行っている国の法人税率との直接的な関係はなくなる。そのため、国外から輸出企業を誘致するために法人税率を他国よりも低く設定する必然性も失われ、国家間の租税競争は一定程度抑制されると考えられる。

一方、DBCFT の導入によるデメリットも考えられる。例えば、輸入企業が新たに課される税負担を販売価格に転嫁できなければ企業にとって純粋な負担増となり、また税負担が販売価格に転嫁されれば輸入製品の小売価格の上昇という形となって消費者にしわ寄せが来ることとなるため、いずれの場合も導入国の国内の企業・消費者に負担が生じることが懸念されている⁸⁸。また、DBCFT では輸出に対して税制上の優遇を与えることとなることから、WTO（世界貿易機関）協定が禁じる輸出補助金に該当する可能性があるとの指摘もある⁸⁹。

DBCFT に類似すると考えられる「国境調整税」の導入によって、米国の輸入企業にとって負担が増加するために、結果的に我が国の米国への輸出企業の競争力がそがれることが懸念されてきたが、その導入見送りの方針が表明されたことで⁹⁰、そうした懸念はひとまず解消される形となった。ただ、専門家の間で導入を求める声がなくなったわけではない⁹¹ことから、今後、この税制をめぐる議論が再発する可能性は残っていると見られる。

⁸⁵ ここでいう法人税（直接税）における源泉地主義課税とは、企業の所得が発生している国で課税が行われるという考え方である。

⁸⁶ なお、課税ベースとしてキャッシュフローを用いることによる DBCFT の特徴もある。すなわち、①企業が設備投資を行った際に、現行税制とは異なり、設備購入費が設備投資の行われた年に全額計上されることから、正常利潤（投資家が、国債で資金を運用した場合に得られるであろうレベルの利潤を指し、投資家から企業に資金が提供される上で最低限保証されなければならない利潤に相当する。）が課税により損なわれることを避けるため設備投資を抑制する必要はなくなるため、企業の設備投資に対して中立的であること、②借入れで資金調達した場合の利払い費控除が認められないことから、現行税制とは異なり、株式発行と借入れのいずれの場合でも課税がなされることとなり、資金調達に対して中立的であること、の 2 つである。詳しくは、佐藤主光「経済を見る眼 トランプ「国境税」とは何か」『週刊東洋経済』6708号、2017.2.11、p.9を参照。

⁸⁷ DBCFT の課税ベースについては、前掲注(84)を参照。

⁸⁸ 服部直樹「米国税制改革の 2 つの争点—国境調整税と税収中立性を巡り共和党内で対立—」『みずほインサイト 米州』2017.5.9、p.2。<<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us170509.pdf>>

⁸⁹ 例えば、森信茂樹「経済教室 トランプ政権の法人税改革 国境調整税導入 難題多く」『日本経済新聞』2017.1.24を参照。

⁹⁰ “Joint Statement on Tax Reform,” *op.cit.*(8)

⁹¹ 例えば、アラン・アワーバック「米は法人税を根本から変えよ」『日本経済新聞』2017.8.11。なお、同氏は DBCFT の主唱者の一人として知られる。